

第4回景観計画検討庁内連絡会での主な意見と対応について

1 第4回景観計画庁内検討連絡会での主な意見と対応について

庁内検討連絡会での主な意見		対 応
1	<p>第1章 第2章 第3章 資料編</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1章の「文京区の景観特性」として「歴史・文化」とあるが、第2章の基本方針、第3章の景観特性基準になると「文化」が消えて「歴史」だけとなってしまっている。歴史だけでなく、文化的な面があって価値が生まれるものもあるので、文化のニュアンスを入れた方がよい。 歴史的資産の対象として、文化財は分かるが、寺社仏閣はすべてが歴史的資産とはいえないのではないか。歴史的資産の周辺建物に対して歴史的資産との調和を指導する際に、最近建てられたばかりのものなど、建物自体の歴史は浅いものを歴史的資産としてしまうと、いくらお願いのレベルであっても納得してもらえないのではないか。 歴史的資産として選定した基準を明確にした方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> 第1章（2）歴史・文化について、「歴史的資産」を「歴史・文化的資産」と改めるなど、整理しました。 ■p.8～10 第2章の基本方針2を「歴史や文化を物語り、まちの記憶を呼び起こす景観を大切にする」に改め、文章を整理しました。 ■p.31 第3章の「歴史的資産基準」を「歴史・文化的建造物基準」と改め、「歴史・文化的建造物」を文化財、東京都選定歴史的建造物、文京花の五大まつりが開催される寺社と定義しました。その他の寺社仏閣については、それらが多く集積し、まちのまとまりとして景観特性に位置付けている「まちのまとまり基準 寺町基準」において景観形成を図るほか、一般基準及び坂道基準において寺社仏閣の周辺建築物についての配慮事項を盛り込むとともに、主な寺社仏閣をプロットした資料を資料編に記載していきます。 ■p.51, 109, 118～119 文章中において、歴史のみの表現になっていた箇所を「歴史・文化」等と整理しました。
2	<p>第3章</p> <ul style="list-style-type: none"> 歴史的資産基準の目標において、「歴史的資産を生かし」というと、歴史的資産そのものを保存するように捉えられる。スポットで指すのか、周辺を含めて指すのかが、曖昧に思える記述になっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 「歴史・文化的建造物と周辺が調和し」と表現を修正しました。 ■p.52
3	<p>第3章</p> <ul style="list-style-type: none"> 骨子 p.42 の表に相当するものが、素案にもあった方が分かりやすい。 「まちのまとまり基準」の下に3つの基準があるということが分かりにくい。 	<ul style="list-style-type: none"> 「景観特性基準と景観形成の方向性」の表を挿入しました。 ■p.46 「まちのまとまり基準」の下の3つの基準にそれぞれ付番し、分かりやすい記述としました。 ■p.54～60

4	第3章	<ul style="list-style-type: none"> ・ 幹線道路等基準では、街路樹や街路灯は統一感を持たせてほしいとなっているが、コミュニティ道路は、他の幹線道路とは一線を画している道路である。コミュニティ道路をここで取り上げていることに違和感がある。 ・ また、数あるコミュニティ道路の中から千駄木小学校前通りだけを取り上げていることに違和感がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千駄木小学校前のコミュニティ道路を特段に取り上げている理由としては、電線類の地中化や歩道の整備など、良好な景観が形成されていることや、都市景観賞に応募が多数あり何度も候補となっていること、また、意見交換会において「散歩道としてすばらしい」といったご意見があったことなどが挙げられます。対象範囲の記述の中に、千駄木小学校前通り（コミュニティ道路）を位置付けた理由を記述しました。 ■p.61 ・ また、他の景観特性基準においても同様に、対象を選定した考え方を記述しました。 ■p.48～66
5	第3章	<ul style="list-style-type: none"> ・ 拠点基準において、「個性的」というと奇抜な建物をイメージしてしまう。 ・ 各拠点にふさわしい形態・意匠を求めるならば、「個性的」という記述がなくても趣旨は伝わるのではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標及び景観形成基準（拠点基準）の中の、「個性的な」という記述を削除しました。第1章及び第2章においても同様に修正しました。 ■p.65 他
6	第3章	<ul style="list-style-type: none"> ・ 神田川景観基本軸基準において、「昭和初期に作られた橋梁」とは、架け替えをしていない橋梁であり、文京区には当てはまらない文ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「地区の景観特性」において、「昭和初期に作られた特徴ある橋梁や」という記述を削除しました。 ■p.70
7	第7章	<ul style="list-style-type: none"> ・ 届出制度の流れの図について、条例と法の二段構えに見え、同じような手続きを二回も行い、手間がかかるように見える。書き方を工夫してほしい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 修正しました。 ■p.106
8	第7章	<ul style="list-style-type: none"> ・ 景観づくりの推進施策について、計画の中に具体的な施策を入れることに違和感がある。 ・ 上の本文はさらっと終わらせ、下は枠で囲み、別物という感じにしてみようか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的に列挙している施策を枠で囲み、文末の表現を改めました。 ■p.107
9	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 章番号の後の節番号が（ ）から始まっており、違和感がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 都市マスタープランでの章立てを参考に、体裁を整えました。